

第四十八回国会 農林水産委員会 議 録 第三十八号

昭和四十年五月十七日(月曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長代理理事 坂田 英一君
理事 飯谷 忠男君 理事 谷垣 專一君
理事 長谷川四郎君 理事 本名 武君
理事 赤路 友藏君 理事 東海林 稔君
理事 芳賀 貢君

池田 清志君 龜岡 高夫君
吉川 久衛君 倉成 正君
小枝 一雄君 征山茂太郎君
田口長治郎君 田邊 國男君
高見 三郎君 中川 一郎君
中山 榮一君 丹羽 兵助君
藤田 義光君 細田 吉藏君
山中 貞則君 卜部 政巳君
栗林 三郎君 兒玉 末男君
千葉 七郎君 中井徳次郎君
松井 誠君 松浦 定義君
森 義親君 山口丈太郎君
湯山 勇君 小平 忠君
中村 時雄君 林 百郎君

出席政府委員

農林政務次官 館林三喜男君
農林事務官 久宗 高君
(農林經濟局長)
農林事務官 昌谷 孝君
(農林事務官)
農林事務官 檜垣徳太郎君
(畜産局長)
食糧庁長官 齋藤 誠君
委員外の出席者
専門員 松任谷健太郎君

五月十七日
委員栗林三郎君及び山田長司君辭任につき、そ

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十八号

の補欠として山口丈太郎君及び中井徳次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員中井徳次郎君及び山口丈太郎君辭任につき、その補欠として山田長司君及び栗林三郎君が議長の名で委員に選任された。

五月十五日

牛乳衛生行政是正促進に関する請願(足鹿覺君紹介)(第四六七九号)

昭和四十年産たねの基準価格引き上げに関する請願外二件(田中龍夫君紹介)(第四六八〇号)

同(綾部健太郎君紹介)(第四八一九号)

同外十七件(荒木萬壽夫紹介)(第四八二〇号)

同外五件(伊東正義君紹介)(第四八二二一)

同外四件(池田清志君紹介)(第四八二二二)

同(小澤佐重喜君紹介)(第四八二三三)

同外四件(上山山榮吉紹介)(第四八二四四)

同外二件(龜岡高夫君紹介)(第四八二五五)

同(椎名三郎君紹介)(第四八二六六)

同(椎名三郎君紹介)(第四八二六七)

同外二件(藤田弘作君紹介)(第四八二七八)

同(田口長治郎君紹介)(第四八二八九)

同外一件(田澤吉郎君紹介)(第四八三〇〇)

同外十四件(田中龍夫君紹介)(第四八三一)

同外二件(田中六助君紹介)(第四八三二二)

同外四件(竹内黎一君紹介)(第四八三三三)

同(中馬辰猪君紹介)(第四八三四四)

同外十件(床次徳二君紹介)(第四八三五五)

同外七件(中島茂喜君紹介)(第四八三六六)

同外十四件(中村寅太郎君紹介)(第四八三七七)

同外一件(南條徳男君紹介)(第四八三八八)

同(西村英一君紹介)(第四八三九九)

同外二件(野原正勝君紹介)(第四八四〇〇)

同外三件(野見山清造君紹介)(第四八四一一)

同外十二件(野呂恭一君紹介)(第四八四二二)

同(松浦周太郎君紹介)(第四八四三三)

同外八件(三原朝雄君紹介)(第四八四四四)

同外二件(渡部徹郎君紹介)(第四八四五五)

同外十一件(森田重次郎君紹介)(第四八四六六)

同外十一件(山崎巖君紹介)(第四八四七七)

同(壽原正一君紹介)(第四八四八八)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案(内閣提出第二二五号)

砂糖の価格安定等に関する法律案(内閣提出第一三二一)

沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三二)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓官農振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三)

〇坂田(英)委員長代理 これより會議を開きます。

〇谷垣委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表し、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案に対し、修正案を提出いたします。

修正案の内容、すでにお手元に配付してございますが、第五條中「委託を受けて行なう生乳の販売若しくはその委託又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」を「委託を受けて行なう生乳の販売又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」と改める。

第七條第一号中「場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域。」を「場合において、農林大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域に改める。」と改める。

〇坂田(英)委員長代理 趣旨説明を許します。谷垣一君。

〇谷垣委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表し、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案に対し、修正案を提出いたします。

を次のように修正する。

第五條中「委託を受けて行なう生乳の販売若しくはその委託又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」を「委託を受けて行なう生乳の販売又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」と改める。

第七條第一号中「場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域。」を「場合において、農林大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域に改める。」と改める。

〇坂田(英)委員長代理 趣旨説明を許します。谷垣一君。

〇谷垣委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表し、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案に対し、修正案を提出いたします。

修正案の内容、すでにお手元に配付してございますが、第五條中「委託を受けて行なう生乳の販売若しくはその委託又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」を「委託を受けて行なう生乳の販売又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」と改める。

第七條第一号中「場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域。」を「場合において、農林大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域に改める。」と改める。

〇坂田(英)委員長代理 趣旨説明を許します。谷垣一君。

〇谷垣委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表し、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案に対し、修正案を提出いたします。

修正案の内容、すでにお手元に配付してございますが、第五條中「委託を受けて行なう生乳の販売若しくはその委託又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」を「委託を受けて行なう生乳の販売又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」と改める。

第七條第一号中「場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域。」を「場合において、農林大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域に改める。」と改める。

〇坂田(英)委員長代理 趣旨説明を許します。谷垣一君。

〇谷垣委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表し、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案に対し、修正案を提出いたします。

修正案の内容、すでにお手元に配付してございますが、第五條中「委託を受けて行なう生乳の販売若しくはその委託又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」を「委託を受けて行なう生乳の販売又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」と改める。

第七條第一号中「場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域。」を「場合において、農林大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域に改める。」と改める。

〇坂田(英)委員長代理 趣旨説明を許します。谷垣一君。

〇谷垣委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表し、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法案に対し、修正案を提出いたします。

修正案の内容、すでにお手元に配付してございますが、第五條中「委託を受けて行なう生乳の販売若しくはその委託又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」を「委託を受けて行なう生乳の販売又は委託を受けて行なう生乳の処理若しくは加工及び当該処理若しくは加工に係る費用牛乳若しくは乳製品の販売若しくはその委託をいう。」と改める。

第七條第一号中「場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域。」を「場合において、農林大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域に改める。」と改める。

域を地区とする農業協同組合連合会その他の者に對するこれらの委託を含む。」に改める点と、第七條第一号中「場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域。」を「場合において、農林大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域」に改めるの二点でございます。

は修正議決いたしました。

この趣旨は、すでに質疑を通じて明らかにしておりますが、加工原料乳の生乳生産者に対する補給金の交付に對しまして、生乳生産者団体を育成強化し、一元集荷、多元販売を一そう推進するために、従来の法文ではやや難解でございましたものを明らかにする、こういう趣旨でございます。

以上で修正案の内容及びその趣旨を申し上げたわけでありましたが、何とぞ全会一致の御賛成を賜るようお願い申し上げます。

○坂田(英)委員長代理 以上で趣旨説明は終わりました。

○坂田(英)委員長代理 本修正案に対する質疑の申し出もないようでありますので、これより原案及び修正案について討論に入るのであります。別に討論の通告もないようでありますので、直ちに採決に入ります。

まず、谷垣君外二名提出の修正案について採決いたします。

○坂田(英)委員長代理 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田(英)委員長代理 起立多数。よって、本案

城を地区とする農業協同組合連合会その他の者に對するこれらの委託を含む。」に改める点と、第七條第一号中「場合には、都道府県知事が農林大臣の承認を受けて当該区域を分けて定める区域。」を「場合において、農林大臣が都道府県知事の意見をきいて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域」に改めるの二点でございます。

この趣旨は、すでに質疑を通じて明らかにしておりますが、加工原料乳の生乳生産者に対する補給金の交付に對しまして、生乳生産者団体を育成強化し、一元集荷、多元販売を一そう推進するために、従来の法文ではやや難解でございましたものを明らかにする、こういう趣旨でございます。

以上で修正案の内容及びその趣旨を申し上げたわけでありましたが、何とぞ全会一致の御賛成を賜るようお願い申し上げます。

○坂田(英)委員長代理 以上で趣旨説明は終わりました。

を終わります。

を行なう。

○坂田(英)委員長代理 ただいまの東海林君外二名の御動議のとおり決するに御異議ありませんか。

附則第二十三條中農林省設置法第五十條第四号の次に一号を加える改正規定の次に次のように加える。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

第五十四條第一項中「甘味資源特別措置法」の下に「昭和三十九年法律第四十一号」及び砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第

○坂田(英)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府の所信を求めます。館林政務次官。

○館林(二)政府委員 ただいま御可決いただきました附帯決議につきましては、政府といたしまして、十分その趣旨を尊重したいと思っております。

○坂田(英)委員長代理 趣旨説明を許します。倉成正君。

○倉成委員 私は、自由民主党を代表して、砂糖の価格安定等に関する法律案に對し、修正の動議を提出いたします。

修正案はお手元に配付してありますとおりで、朗読は省略させていただきます。

その内容は、国内産糖合理化目標価格の基礎となる目標生産費の決定にあたりましては、国内甘味資源作物の生産振興並びに国内産糖製造企業等の健全な発展に重要な関連を有することにかんがみ、甘味資源審議会の意見を聴取しなければならぬものとするものであります。

何とぞ満場の御賛同を得ますようお願い申し上げます。

○坂田(英)委員長代理 以上で趣旨説明は終わりました。

○坂田(英)委員長代理 本修正案に対する質疑の申し出もないようでありますので、これより原案及び修正案について討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。林百郎君。

○林委員 私は、日本共産党を代表して、本法案に反対をいたします。

その理由は、第一に、本法案の目的については、その第一条に「砂糖の価格の異常な変動を防止する」とありますが、現時点では、国際的にも

本附帯決議の趣旨につきましましては、本委員会における質疑等を通じて各位のすでに十分御理解のところで存じますので、詳細な説明を省略いたします。

何とぞ全員の賛成をお願いいたしまして、提案

国内的にも、糖価は安定下限価格を下回るほど安いのでありまして、今日本法案を賛成させることになりまして、当然砂糖の消費者価格をつり上げることになります。すなわち、今日の時点では、本法七条の粗糖の平均輸入価格は、糖価の安定下限価格に満たないという状態でありまして、したがって、糖価安定事業団が買いに出て、これを安定下限価格以上に売却しますと、その結果は、消費者価格の値上がりの結果を来たすことは当然であり、ひいてはこのことが、国民の食生活費の全面的高騰に連鎖的影響を招くのは、これまた当然であります。わが党が本法案に反対する第一の理由はここにあります。

第二には、本法第十三条には、精製糖の製造業者の相当部分が事業継続の困難となるおそれがある事態が生ずる場合においては、精製糖の製造数量または販売数量の制限に関する共同行為を実施するとの規定があります。これは、今日国際的、国内的に、砂糖市場が生産過剰の状態にあり、糖価値下りの状態にあるとき、当然政府が権力的に生産制限、合理化を行なうことになりまして、このことは、中小製糖メーカーを整理することになり、したがって、大製糖独占メーカーへの生産集中を国家の権力が協力することになります。そして力の強い中小メーカーは犠牲となることは明らかであります。このことは、十九条の国内産糖の事業団への売り渡し制限または拒絶される場合があるという制度と相まって、この結果を招くことは当然であります。これがわが党の本法案に反対する第二の理由であります。

第三の理由は、糖価安定資金の制度でありますけれども、政府はみずからの財政出資をせずして、輸入差金でこれをまかなおうとしております。そのような制度の本質からして、今日の国際的、国内的砂糖生産の事情から見ますと、糖価安定資金を多額にしようと思ふならば、ますます安い砂糖を輸入して、消費者には高い砂糖を買わせることになり、したがって、多額の糖価安定資金をつくらうとすればするほど、それは消費者の負担

担でまかなうことになりまして、安定資金をつくり出すために、消費者は高い砂糖をいつまでも買わされるということになります。

一方、本法の運用が瞬間タッチ方式であることと、従来の実績からいたしまして、万一、製糖大独占メーカーが輸入差金を事業団に支払わないような場合については、どのような保証があるだろうか、この場合の政府の処置についても、われわれは大きな期待を持ち得ないのであります。ということは、過去の輸入差金約十三億円以上のものをまだ政府は製糖独占から回収することができない状態になっております。これは依然として焦げついております。政府はそれを吐き出さざることもできないような今日の事情からして、もし大独占メーカーが輸入差金の支払いを容易にがえんじないような場合についての政府の処置に、われわれは期待を持つことができません。したがって、これらの過去の実績からして、本法案によって高い砂糖を買わされる消費者と、正直に差金を差し出す中小メーカーが、結局犠牲を背負うことになりまして、わが党が本法案に反対する第三の理由はここにあります。

第四の理由は、本法十二条には、糖価の騰貴抑制のため関税の引き下げの制度が設けられておりますけれども、日本経済のアメリカ経済への従属の現状、すなわち、ガットの関係からして、わが国が自主的に関税を操作する自主性を持っておらないと考へます。また、万一関税が引き下げられた後に糖価の下落があった場合、現行以下の関税で砂糖の輸入が行なわれるということになりますと、それが国内産糖を大きく圧迫することになります。それによって日本の製糖事業、特に原料生産農民は決定的な打撃を受け、取り返しつかないことになることが予想されます。日本の貿易が自主性を持たない今日、このような制度、すなわち、関税の引き下げと輸入砂糖によって日本の糖価を自主的に調整するというやり方は保証されておられません。このことは、わが国が自主的に操作のできない以上、国民の犠牲を招くことは当然だ

と思います。これが反対の第四の理由であります。

最後に、本法案においては、日本の砂糖の生産の根本問題の一つである甘味資源を生産する農民に対する直接的な保護規定がないのであります。したがって、生産農民は依然として製糖独占に隷属され、その生産を大きく左右されるという現状にございます。すなわち、本年度農民の要求は、ビット、トン当たり八千五百円の買入れ要求でありましたけれども、その終局的な値段が七千二百円に押えられております。本法によってこれがどのように改善されるかという保証は見当たりません。したがって、第一に、農民が生産する甘味資源のてん菜、カンショ等の買上げの要求値段をどのように直接的に保護するのか、その規定がない。第二は、最低生産者価格で買入れをしたかしないかという厳密な調査方法もなければ、たとえば精算あと払いというような脱法行為に対する取り締まりの規定も見えませんが、第三には、国内産糖の買入れ制限、共同行為、施設の譲渡等によって製糖業界の合理化、整理が行なわれる際、製糖業者に対しては不十分ながらも奨励金等によって保護する道がございますけれども、そのような整理の対象となつた製造業者や、その施設に原料を売り込んでいた農民に対しては、どのような保護規定があるのでしょうか、何一つこれを見出すことができません。本法のねらいの一つが、製糖事業における遊休施設と中小業者の国家権力による整理にあるときに、本法によれば、最後の犠牲者である生産農民にもたらされる犠牲に対する保護の規定がございせん。

以上のごとく、本法はもっぱら製糖大独占メーカーの利潤確保がその目的の中心であつて、そのため、一方では消費者が、他方では生産農民が、また他の一面では製糖中小業者が犠牲になるものであります。

わが党は、この甘味資源生産農民に対しては完全な生産費補償方式によって生産農民の保護をすると同時に、消費者に対しては消費生活に見合う

妥当な糖価を保証するという、民主的な二重価格制を要求いたしました。本法案のごとき製糖独占資本の擁護に終始しておる法案に対しては、断じて反対するものであります。

○坂田(英)委員長代理 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、倉成君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田(英)委員長代理 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田(英)委員長代理 起立多数。よって、本案は修正議決いたしました。

○坂田(英)委員長代理 この際、本名武君から、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨説明を許します。本名武君。

○本名委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議決されました本法案に対して附帯決議を付するの動議を提出いたします。

まず、その案文を朗読いたします。

砂糖の価格安定等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、左記の諸点に留意して、本法の施行の円滑を期すべきである。

記

- 一、てん菜等の最低生産者価格については、生産費と適正な所得が確保されるよう配慮し、生産農民の生産意欲が昂揚されるよう決定すること。
- 二、国内産糖合理化目標価格の基礎となる目標

生産費の算定に当っては、甘味資源作物の生産振興に資することとなるよう十分に配慮すること。

三、国内糖価の安定を図るため、精糖企業の過当競争を防止するよう指導するとともに、精糖企業の合理化を推進すること。

四、適正な消費者価格形成と流通段階の合理化につき検討を行ない、本法の糖価安定の効果が見えぬ消費者にまで均てんするよう努めること。

なお、国際糖価の高騰時に際し、糖価の安定をはかることができるよう砂糖の関税に関する法令の改正等の措置をすみやかに行なうこと。

五、国内産糖及び国内産ぶどう糖の事業団の買入れについては、特に国内甘味資源の生産の振興の見地より買入措置等につき万全の配慮を行なうこと。

六、国内産糖製糖企業の健全な育成にあたっては、その前提となる原料作物の供給増大のため、土地改良等の諸条件の整備を行ない、国、県の責任において重厚な施策を講じその実現に努めること。

七、でん粉の需要の確保と密接な関連をもつ水飴等につきその需要を維持するため、政府在庫でん粉の指名競争入札等による払下げ及び水飴企業の近代化、合理化等につき必要な措置を講ずるよう努めること。

八、本法による国内産糖及び国内産ぶどう糖の価格支持とあわせて、甘味資源特別措置法による甘味資源生産振興施策の一層の充実に努め、農業所得の向上と国際競争力の強化を図ること。

九、国内産糖合理化目標価格及び安定上下限価格でん菜等の最低生産者価格その他重要事項につき甘味資源審議会の意見を聴取するようすること。

右決議する。

本決議の趣旨説明は省略いたしますが、今日ま

での質疑を通じまして明確になった点、あるいはまた本法施行にあたりまして万全を期するため、以上の附帯決議を付したいと考えまして、提案いたしました次第でございます。

何とぞ全会一致の御賛成をお願いいたします。

○坂田(英)委員長代理 ただいまの本名君の動議のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田(英)委員長代理 起立多数。よって、本案に附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府の所信を求めます。館林農林政務次官。

○館林(三)政府委員 ただいま御可決いただきました附帯決議につきましては、その趣旨を政府は十分尊重いたしますと存じます。

○坂田(英)委員長代理 次に、内閣提出、沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより討論に入るのではありませんが、別に討論の通告もないようですので、直ちに採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田(英)委員長代理 起立多数。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

○坂田(英)委員長代理 なお、ただいま議決いたしました各案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂田(英)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○坂田(英)委員長代理 内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓営農振興臨時措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

項の規定により同法第八条第一項に規定する措置が指定された災害につき適用する。

2 この法律の施行の日の前日までに天災融資法第二条第一項の規定による指定又は開拓営農振興臨時措置法第五条の二第二項の規定による指定のあった天災又は異常な天然現象及び同日までに激甚災害法第二条第二項の規定により同法第八条第一項に規定する措置が指定された災害であって、昭和三十九年七月一日以後に発生したもののについては、前項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から、それぞれ、改正後の天災融資法第二条第四項第一号及び第二号、改正後の開拓営農振興臨時措置法第五条の二第二項並びに改正後の激甚災害法第八条第一項の規定を適用する。

3 激甚災害法の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三十五万円」の下に「政令で定める資金として貸し付けられる場合は五十万円を加え、政令で定める経営資金として貸し付けられる場合は五十万円を」を「政令で定める資金として貸し付けられる場合は六十万円に、五年」を「六年」に、政令で定める経営資金については七年を、政令で定める資金については七年に改める。

理由

最近における農林漁業経営の動向にかんがみ、被害農林漁業者の資金需要の増大に対処し、並びに被害農林漁業者及び開拓者の負担の軽減を図るため、被害農林漁業者に対する経営資金の貸付限度額の引上げ、償還期限の延長及び貸付利率の引下げを行なうとともに、開拓者に対する国の災害資金の貸付利率の引下げを行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○坂田(英)委員長代理 まず、提案理由の説明を聴取いたします。館林農林政務次官。

○館林(三)政府委員 ただいま提案になりました

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓官農振臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

天災融資法は、昭和三十年に制定されて以来、天災による被害農林漁業者等に対する低利資金の融通に大きな役割を果たしてきたのであります。この間農林漁業経営の動向に即応し、天災による被害農林漁業者の経営の安定に資するよう数次にわたる改正を行ってきたところであります。が、昨年度におきましては、各種の天災により各地に農作物等の被害が生じ、特に北海道においては大規模な冷害が発生いたしましたので、これらの被害農林漁業者に十分な経営資金を供給するため、去る第四十七臨時国会において貸し付け限度額の引き上げを中心とする天災融資法の改正を行なったことは御承知のとおりであります。

しかしながら、昨年の改正は、被害農林漁業者に対する低利資金の融通措置について当面必要とするものを早急に講ずることを主眼としたため、現段階における天災による被害農林漁業者に対する救済措置としては必ずしも十全とはいえない面もあつたのであります。このため、最近における農林漁業経営の動向等にかんがみ、被害農林漁業者の資金需要の増大に対処し、かつ、被害農林漁業者の負担の軽減をはかり、もって被害農林漁業者の経営の安定に資するよう、今回、被害農林漁業者に対する経営資金の貸し付け限度額の引き上げ、償還期限の延長及び貸し付け利率の引き下げを内容とするこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、主要な改正点を御説明いたします。

第一点は、政令で定める経営資金につきまして特別の貸し付け限度額を設け、その額を五十万円とすることであり、

第二点は、現行の経営資金についての償還期限五年を六年に延長することであり、

第三点は、特別被害地域内の特別被害者に対する経営資金の貸し付け利率三分五厘を三分に引き

下げることであります。

第四点は、天災融資法において政令で定める資金についての特別の貸し付け限度額五十万円を設けることに伴い、激甚災害法における天災融資法の特例の措置に関する規定を改め、激甚災害の場合の政令で定める資金の貸し付け限度額五十万円を六十万円に引き上げることであり、

第五点は、開拓官農振臨時措置法の改正であります。現行の開拓官農振臨時措置法は、暴風雨、低温等異常な天然現象により被害を受けた開拓者に対し、国が災害資金を貸し付けることとしておりますが、今回の天災融資法の貸し付け利率の引き下げに合わせ、この開拓者に対する国の災害資金のうち政令で定める場合の貸し付け利率三分六厘五毛を三分に引き下げることとしております。

なお、従来、天災融資法の改正規定は、改正法施行後に指定のあった天災につき適用するのを例としていたものでありますが、今回の改正案においては、昨年七月以降の天災に対する特別な経過措置として、この法律施行前にすでに指定のあった天災であり、昨年七月以降に発生したもののにつきましては、貸し付け限度額及び償還期限については、改正法の施行の日から改正後の規定を適用することとしております。また、利率につきましても、今後三分の利率で貸し付けられるもの及び一定期間内に三分に利率を引き下げる旨の契約の変更が行なわれたものにつきましては、これに要する利子補給を行なうこととしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。気象予報によれば、本年は特に災害が多くかつ深い年といわれております。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○坂田英委員長代理 暫時休憩いたします。
午前十一時四十九分休憩

午後三時四十三分開議

○坂田英委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓官農振臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。ト部政已君。

ト部委員 天災融資法の審議に入る前に、一言だけ政務次官並びに委員長、なかならず当該経済局長に對しまして、強く反省を促したい点がございします。少なくとも農林水産委員会が本会議の終了後に開催をされるということは、はっきりしておる状態であり、しかも、農林水産委員が全部そろつておるにもかかわらず、経済局長あたりがこのことやってくるがことさ、私は不見識もはなはだしと思つております。この点、委員長並びに政務次官もひとつ誠に注意をしていただきたいし、さらに農林経済局長も、この点については、今後そういうことのないよう行動していただきたいことを、私はまず冒頭に強く反省を求めたいと思つております。

次に、まず、天災融資法の問題でございします。ただいま提案になっております問題以外につきまして、一応質問を行なつてまいりたいと思つております。

そこで、まず、第二条の問題について質問をいたしたいと思つております。第二条の二項に、「この法律において「特別被害農業者」とは「云々、さらに「特別被害農業者」とは「云々、また「特別被害農業者」とは「云々」という項目が羅列をされておるわけであり、けれども、この「おもな」ということがいわゆる条文にありません。ならば、そこにあるところの兼業を行なつておる人々、たとえば農業をやりながら炭焼きをやつておる、こういう場合に、炭焼きのかまが災害によつてこわれた、こういう場合には、そのことが適用されるのかどうかですね。この点はどういう

ふうな配慮がなされておるのか、ひとつお伺いをしたいと思つております。

○久宗政府委員 ただいまの御質問でございします。が、農業者の中で、第二種兼業、つまり、第一種兼業でございしますれば、農業が主になつておるわけでございます。第二種兼業は、農業が主になつておりませんので、さういふ意味で、第二種兼業は除いておるわけであり、

ト部委員 第二種兼業の農家を除いたという理由はどういうことですか。

○久宗政府委員 第二種兼業を除いておりますのは、先ほど申しましたように、主たる経済の主体が農業から抜けているということで除いておるわけであり、御質問でございました炭焼き関係でございしますと、そのウエートが林業をおもな業としております場合には、これは当然その対象になるわけでございます。

ト部委員 私の言っているのは、そういうことではなくて、現実に農業を主とする方々であつて、そうしてかたわら炭を焼いておるという方も、主たる農業をやりながら、炭を焼いておるというところもあり得るわけですね。第二種兼業でなくともあり得るのです。そういう場合に、この間の三十九年の山陰災害のように、ざつと山くずれがきた。そういう場合に、農家もやられるし、もちろん田畑もやられるけれども、山くずれのために、炭焼きの小屋もやられた、さらにそういう施設もやられた。しかし、おまえは主たる農業の経営じゃないか、しかるがゆえに――それが主たる林業であるならば、炭焼きなどはこれは補償されます。これは損失額の中に入ります。けれども、そういう兼業であるがゆえに、入らないという、こういう点があるということをおっしゃるのです。その点は、どういふことかということなんです。

○久宗政府委員 ただいま御質問のございましたようなケースでございしますと、山間地帯で農業をもちろんやつておられますし、炭焼きもやつておる、純然たる農民であるわけであり、したがって、その場合に、所得がどちら側にウェー

トが大いにかという事で、どちらかに分類され得るわけですが、ただ、御指摘のようなそういうケースの場合に、金が借りられないという事は実は考えられないように思うわけですが、中央で全国の資金ワタを計算いたします。便宜上これらの個々の農家を積み上げませんので、分類いたしました経資金ワタの問題を考へますけれども、実際金を貸し出します場合には、いまお話しのようなケースで貸し出さないという事はあり得ないというふうに理解しております。

○ト部委員 そんなことはないです。私は、三十九年災害や、さらに三十六年災害の事実上立脚して質問をしておるわけですから、でありますけれども、いま申し上げておきますように、主たる農業の経営であるという理由のもとに、それは主たる林業でないということから、そういうものは損失額の中に換算をされていないということなんです。それでなくても、主たる農業そのものについても、畜舎が倒された、田畑も家も倒されたという今度の三十九年災害がありまして、なかなかそういう問題の適用というものがなされていないのであります。そういうことは被業がつくから省略をいたしても、借りられていないという事ではないという事でございますが、ではそういう問題について、この法案にもありますように前に遡及をするということになりますと、それに線を並べて引き直すことも可能であるということに理解をしてもよろしいでしょうか。ちょっと曲がりくねってわかりにくいと思いますが、もう一ぺん端的に申し上げますと、初めから申し上げて、現実には、局長がおっしゃられておられるように借りられないという事にはなっておられないという事です。したがって、もし局長がそういうことを言明をされるのでありますならば、三十九年災害にさかのぼって、それはその中に入れますという事で理解をしてよろしいでしょうか。

○久宗政府委員 おそらく具体的なケースで御質問だと思っております。私も具体的なケースを直接伺っておりますので、断定的にお答えしにくいわけですが、また繰り返して申し上げますように、たてまえから申せば、かようなケースの場合には、いわゆる私も普通言っております兼業というよりは、きわめて純粋な農家の方であらうと思ひます。炭焼きもやっているし、畑をやっておられるのだと思ひます。そういう方々の災害でございますので、私どもの指導としては、必ず半分以上になるわけでございます。そういう方が災害で金が借りられないというケースで、個々のケースでございますので、できません。具体的な調べきせたいと思ひますが、たてまえといたしましては、先ほどお答えいたしましたように、当然どちらかのウエートの多いほうでお借りになれるはずのものだというふうな考へております。

○ト部委員 農林経済局長は初めてそのケースに触れられてそういう事実を知ったと言わなければならぬ。御答弁をせられたわけですが、三十九年災害の山陰災害について、私は災害特別委員会というたしまして、こういう問題も取り上げたはずであります。御承知のように、島根県の場合等におきましても、山林が多過ぎますので、一町五反くらいの耕しを行なっておる農民の方々の中にも、炭焼きをやっておるという方も多過ぎます。そういうような状態で、炭がまがやられたという場合に、いま局長もおっしゃっておられるように、ウエートを置くのかという、こういうことをおっしゃられましたけれども、そうではなくて、やはり炭のほうは収入も多いわけですから、実際問題として、一町五反くらいやっておいても、いまごろは兼業でないといやれないという農業の実態というものはよく御存じのとおり。だから、炭を焼

き、そしてまた切つてこれを出す、こういう状態があるのですから、おまえのところは農業が一町五反だから主じゃないか、林業の場合に炭焼き小屋がやられたというならば、それはそれなりに理解をして貸し出すこともできるけれども、おまえのところは一町五反のそれが主力であるから、そういうことには相ならぬ、こういうケースが出てきておるということを言うわけですね。しかし、そのことは局長が初めてお聞きになったと言われればそれまでの問題です。おそろくそういうことは、私ははずなんでありまして、そのことは押し問答は私はやめたいと思ひますが、ともかくこの問題については、具体的にいまの問題についての個々のケースとしての御答弁は受けることは受けたといたしまして、それから取り組むの問題といたしまして、そういう問題はどのように処理すべきことが正しいのだろうか、またどのように処理すべき問題として——ここに私が提案をしておるわけでありまして、そういう問題があれば、この二条の中においても、明確にそういう問題をとりえて、修正なら修正、さらに補足なら補足という方向に持っていくというこのほうが私はいいのではないかと、こういう考へ方を持っているのです。その点はいかがでございますか。

○久宗政府委員 お説のようなケースが出ました場合にはおきまして、法律上明確にしておけばよろしいということだと思ひます。かりに明確に規定したといたしまして、どうしても切れ目の問題が出るわけでございますので、おそろく法律の運用の問題といたしまして、比較的ふつと書いてあるのだからと思ひます。具体的には現地で指導なり御相談を受けます場合の運用の問題に非常にかかってくるわけだと思ひます。また同時に天災融資法だけではなくて、いろいろ公庫資金をお貸しするような問題とからんで出てまいりますので、これは私は、むしろ法律問題というよりは、運用の問題であらうかというように考へます。

○ト部委員 そうすると、その運用の問題という事は、そこには幅がある、こういう理解をして

もよろしいでございますね。

○久宗政府委員 ことばでいえば、そういうことになるわけですが、ただ、内容としていたしましては、そういう切れ目の問題で問題が起こります場合の、たとえば第二種兼業農家と申しまして、いわゆる第二種兼業農家とは、たいへん違ひのないかというふうな感じがいたしますので、また特にその地方の具体問題だと考へますので、そこで、明確にこのケースはこうですというお答えはしないほうがよろしいのではないかと考へます。

○ト部委員 そういたしますと、三十九年災害等におきまして、この条をたてて、現実にはそういういたげられたというところがあるが、冷たい措置をあえてなされてあるという現実があるわけでありまして、そういう問題については局長のほうから通達をして、その点についてはもう一つ線を引直し、さらに現地に於ける幅のある運用を行なつて、この問題に対処しないという通達等は流せ得ることなんでしょうか。

○久宗政府委員 行政のやり方といたしましては、さようなケースの場合に、やはり具体的にその問題そのものにつきまして、県庁もございまして、また農政局を通しての問題でもございまして、それを通して、そのケースを伺ひまして、それに対する処置をきめたらよろしいのではないかと、いうふうな考へております。

○ト部委員 いま経済局長がいきなり冒頭に申されましたように、こういうケースはまだ私の知るところではない、現実には把握もしていない、こういうことを言われた。私が災害特別委員会の中で申し上げたことのあるわけでありまして、そのことは別問題といたしまして、各県なり、さらに市町村からそういう問題が出てきていないという事は、一体どういふことなのかという事をやはり思い起こさなくちゃならぬと思うのです。それは二条二項にこういうふうにあるか

らメイファーズだというようなくつこうで、これはすでにこういう条文であるからこうなくてはならないという、これはちょっと官僚的な悪さだと思ふのでありますが、条文がこうだからもう絶対なんだという締めつけがあるのです。だからこそ、そういうものは具体的なケースとして上に上がってこない。いわゆるあきらめの気持ちというものがでてきておるのではないかと、思うように思ふのです。そういう問題について、農林委員会もさることながら、これから災害特別委員会等におけるそういう問題についても十分耳を傾けて、そしてまたそれに対する一つの熱意のある配慮なり措置なりが望ましいのではないかと、このように考へるわけでありまふ。では、その問題につきましては、私も県に帰りまして、三十九年度災害、おそれくまたこの夏なりさらに秋にくるであらうとこころの災害に対処するために、この問題については、私も、その措置を経済局長はこう言われたというふうなことをはつきりさせておきたいと思ひますので、その点はおれが局長をやめたらもうあとは知らないというようなことのないうに、ひとつ明確にメモをしていただくとか、メモランダムの中に入れてもらふとか、そういう点で措置をしていただくようにお願いしておきたいと思ひます。

次に、その問題と関連するのでありますが、二条の二項の中にございます四行目の、「天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する」云々、こういうふうなかつこうになつておるわけでありまふけれども、これはやはり一本一本枯れたりこわれたりこわれたというとおかしいのですが、損傷を受けた、こういう場合には換算されるわけでありまふが、乳牛なんかがもし流されて死んだというふうな場合には、どういうふうになつておるのではありませんか。その点をひとつお伺ひしたいと思ひます。畜舎なんかが崩壊をした、こういうものも含めていいと思ひます。

○久宗政府委員 乳牛の場合につきましては、結

局年間の乳牛の生産するもの、したがって乳になりまふが、それから割り出しまして被害を考へ、それに対する手当てをいたすということにしておりまふ。

○ト部委員 そういたしますと、局長、あれですか。乳牛が流されて死んだという場合には、つぶされたという場合には、乳として換算はされるけれども、一頭何万円、そういう損害は換算はされない、こういうことですね。

○久宗政府委員 乳牛が流されたというふうな場合に

合につきましては、乳牛自体の損失につきましては、御承知のとおり保険があるわけでありまふ。保険で措置するわけですね。天災融資法のほうで見ますのは、その乳牛がなくなつたことによつて、ある生産物ができてこなくなる、それを補てんする意味で——補てんすると申しますか、それを経営上どう見るかということによりまして、その経営資金を見るときは、その損失につきましては、保険で対処するということをや方をとつております。

○ト部委員 ですから、私は冒頭に申し上げましたように、保険で見ると云々ということはおくわかつたわけでありまふが、この二条二項の第四行目等にありまふように、果樹だとか茶樹とか桑樹の問題につきましては、そういう理屈になるだらうと思ふ。ところが、一本一本倒れる、一本一本枯れる、そういうと、これもやはり換算するわけですね。そのことと付随をいたしまして、いま局長の言われたことの中にもありますように、それをもう少し深めてまいりますと、四項の場合に、特に「乳牛を所有する被害農業者に貸し付けられる場合はその額に五万円を加えた額」、こういうふうにあるわけですね。してみるならば、保険に入つたならそんな必要はないじゃないかということがいわれるのではないだらうか、そういうわけじゃないと私は思ふのです。でありますから、畜舎の問題にいたしまして、これも保険に入つて処理するのだ、こういう言い方ではなくて、

やはりこれと同等のものを考へておく必要があるのではないかと、こういうふうに考へるわけですが、その点いかがでしょう。

○久宗政府委員 五万円というお話で、乳牛加算のお話だと思ふのですが……

○ト部委員 だけれども、それは別にしながらも、保険ということならば、そういうことも入れぬでもいいじゃないか、こういうことです。

○久宗政府委員 畜産経営の場合、いろいろな考へ方があると思ふのでございませうが、幾つかの施策でそういうものを見ようとしておるわけでありまふ。乳牛そのものの損失につきましては、繰り返して申しますように、保険で対処するわけでありまふし、また新たな乳牛を導入してまいります場合には、別途の融資があるわけでありまふ。ただ、乳牛がいなくなつたことによつて年間の現金収入がそれだけ減つてしまふ、つまり、牛乳ができない、こういう問題に對しまして、経営の資金を見なければならぬというところで、天災融資法では、その部分、つまり、現金収入のカービーでできない部分、これを見ようとしておるわけでございます。ですから、保険とそういうものと全部重なり合ひまして、災害に對する再生産の裏打ちとこれからの必要な資金のめんどろを見ていこう、こういうやり方で組み合はされておるものとお考へただけによろしいのではないだらうかと思ひます。

○ト部委員 その理屈はわかるのです。しかしながら、いま乳牛の問題をとらえたのですが、畜舎の問題なんかもそうですね。やはりつづける。ことに今度の山陰災害は山津波ですから、ぱつとみなやられておる。ところが、そういう問題につきましましては、率直にいつて、実際問題として不可分な関係にあるわけですね。そういう問題について、やはり私は、こういう問題にはそういうものをつかしていくことのほうがいいのではないかと、いうふうに考へるのですが、いかがなものか、このううううに考へて質問しているわけですが、これはむづかしい議論ではないと思ふのです。筋は

通つておるのですよ。

○久宗政府委員 いまの天災融資法のほうでは経営資金を見ておりますので、いまの畜舎その他につきましましては、別途公庫のほうでお貸しするたてまえもできておるわけでございます。そういうものでまかなつていくというふうなものとの組み合わせでお考へただけなものかと存じます。

○ト部委員 まことにごもっともなように聞こえるのです。しかし、実際問題として、これも災害特別委員会の中で問題になつたのですが、公庫で何ぼ貸し付けたのですか。いわゆる住宅の問題にしても、畜舎の問題にいたしまして、この点については、十坪なんかのような建物じゃいかぬぞ云々だということが、災害のときも口すっぱく言われたことですね。この点については、中西官房長のほうから、これは別途に配慮したい云々と言われておりましたけれども、結果は、その貸し付けというものが潤沢にならない、こういう問題も出てきています。それはそれなりに、経営資金の問題とは違ふのでありますけれども、しかし、乳牛の問題も、畜舎の問題も、では明確に経営資金というものと切り離して考へられるかどうかということになりまふと、これは私は実際問題として不可分の関係にあると思ふのです。それをあえて切り離そうとするところに無理が生ずるのではないかと、こういうふうには考へるのであります。

○ト部委員、これはあくまでも保険なりあるいは金融公庫なり、さらにこれは経営資金として問題を提起しておるし、また問題はその辺にあるから、こうあるべきが正しいのだということをおっしゃられておられますが、私は、このような声がはうはいとして農民の方々からこの災害を通じて出されておることも事実だと思ふのです。こういう点について、そういう声があるのかないのか、またそのことを把握されておるのか、把握されておるのか、ちよつと局長にお伺ひをしておきたいと思ふのです。いかがなものでしょう。

○久宗政府委員 各種の災害の対策がばらばらで、ぐあいが悪いというお話はよく聞きます。そ

それから個々の具体的なケースで、多少運用のへたな点も含めましていろいろ御議論も出るのは、私もよく耳にするわけでございます。ただ、制度といたしましては、やはり保険制度でございまして、あるいは天災融資法のようなものでございまして、あるいは一般の制度金融でございまして、とか、あるいは、人を対象とするとか、あるいは、あるケースとか、農業のある型を対象にいたしまして制度を組んでおりますので、役所の対応のしかたといたしましては、そういう各種の制度がそれぞれその制度を組み立てますときに、あるねらいを持ってやりますので、分かれざるを得ないのだからと思ひます。ただ、運用といたしましては、結局具体的に損害を受けられた方の具体的な損害の態様に対しまして、的確にうまくいくような指導の問題になると思ひます。制度としてそれを全部ひくるめてしまうわけにはまいらぬというように思ひますが、私もそういったことで、やはり制度的には幾つかの制度に分かれざるを得ないが、その具体的な適用につきましては、いろいろ御非難のないようにしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○ト部委員 制度そのものにつきましては、私は経済局長に一番最後に言おうと思つたのですが、農林当局自身がこれは別に運用するの、ぶつつけ合つてみるなんという、これは相互にあわのごとくもつれ合つちやうって、率直に言つて、何が何だかわからぬという状態のところがあるんじゃないか。そういう問題は別問題といたしまして、これは内部のことですから、そういうことは言わないことにします。しかし、少なくともこの経営資金というものの定義について、いま局長がおっしゃられておりますけれども、たとえば被害漁業者の場合にも、漁船とかあるいは漁具というものがあつた。漁船がやられる、これは経営資金として当然見ていく。そうすると、乳牛自体は経営資金ですね。しかもそれを雨露にさらすというわけにならぬから、畜舎を建てるといふこと

になると、これも経営資金でない、こういうことは、私は矛盾しておると思ふのです。一体それはどういふことなんでしょうか。それは保険で切り離すなんて、船なんか保険ですよ。ほんとうを言つたら、それはまるまる保険で入つてきます。しかし、これはそういうものじゃないと思ふのですが、そういう問題についてはどうでしょう。

○久米政府委員 おっしゃっている意味はよくわかります。そして経営資金といふ場合、ごく常識的に皆さん考えております経営資金の中には、広く解釈すれば、相当いろいろなものが入るわけでありまして。先ほど申しましたように、幾つかの制度を分けておりますので、たとえば天災資金という経営資金といふものは、こういうものだというふうに限定的にしませんと、他の施策との分明が明らかにできませんので、やや狭義にいたしておりましたために、一般に国家の経営資金よりは非常に詰めていふように思ふわけでありまして。しかし、先ほど申しましたように、乳牛でやつておれば、いわば保険の問題とか、それからいわゆる経営資金と、それからそうでない導入関係の資金でございまして、そういうものは全部一応そろつておりますので、そういう幾つかに分けて処理するのはいたし方ないように思ふわけでございます。

○ト部委員 ちょっと政務次官にお願いをいたしておきたいと思ひますが、農林経済局長も申されたいように、この種の制度に対する問題については、率直に言つて、その部担当の者しかわからないような状態の形の中でこの法律が出ておること、がたくさんあるのです。私はそれを言うとき何時間にもなりますから、指摘をいたしません。そういうような状態で、せめてそういう経営資金であるならば、乳牛の問題も、さらにそういうような畜舎の問題も、その中に入れておいたほうが、これはこれでやるのですよ、とうまいことを言つておるが、どこでやっているかわけがわからぬ、そういうことのないようにしたいということで、私

はいま質問をしておるわけでありまして。それで、何といつても、局長は、それはそれだといふ並行線をたどつておるわけでありまして、今回の改正といふものが出来ておりますけれども、今回の今回としてこれが是正ができないにいたしても、将来の問題については、こういう問題もやはり明確にして、少なくとも糊塗的なようなものでなく、やはり私は、そういうものは明確にすべきではないだろうか、こういうふうな考えです。で、ひとつ政務次官のほうに、責任のある政務次官としての答弁をここにお伺いをしておきたい、こういうふうに思ひます。

○鶴林(三)政府委員 天災による災害というふうなものは、非常に複雑多岐なものであることは申すまでもないわけでありまして。その複雑多岐な天災に対しまして、天災融資法があつたり、また被災法があつたり、またその他のいろいろな金融上の措置があるわけでございまして。したがって、天災融資法につきましても、おもな中心でございまして、非常に詳細には書いてありますけれども、いまト部委員が御質問になりましたように、解釈上更にいろいろ問題があるわけでございまして、これは天災融資法で解決するか、あるいはまた公庫資金の問題で解決するか、あるいはまた近代化資金で解決するか、こんな問題につきましては、いまト部委員が例をあげられたような問題についても、解釈上あるいは取り扱ひ上問題があるわけでございまして。しかし、とにかく天災の被害者に対する保護ということがたてまえでございまして、正常な意味で、個々の解釈につきましまして、できるだけト部委員の御期待に沿うように解釈していきたい、私はかように考えております。

○ト部委員 政務次官のほうからそのように力強いおこたひがありました。ただ私は、ここで条文をいじくり回して政府を追及しようとか、そういうことではなくて、三十九年災害等に見られるような悲惨な状況を目の前にいたしまして、さらに

その中で苦しんでおる農家の方々、さらに漁民の方々の実情をつぶさに視察をしてきたときに、何としてもそういうものを救つてあげたい、そしてどこにいつてこれを処理してもらうかわからないというふうな状態からはずして、少なくともこの措置といふものが適正に行なわれるというふうにしたいがために、申し上げたわけであります。この点については、これからの災害もさることながら、次の一つの法改正の問題につきましては、必ずやこういう問題が訂正をされてくることを私は期待をいたしまして、その問題についてはここで終わりたいと思ひます。

その次に、これは二条の四項におきまして、「この法律において「経営資金」とは、」以下ずっと書いてありまして、肥料、飼料、薬剤、農機具、さらには家畜、家禽とか、こういうふうなずっと羅列をされておるわけでありまして、実際問題といたしまして、下部に対して金がかかり、いたした場合に、どういふ状態になつておるのかを農林経済局長は御存じでありましょう。私の意味するものが何か。こう誘導尋問みたいで恐縮でありますけれども、さくばらんに申し上げて、この金がかういふふうな細分化されるということ、は、どういふ弊害があるかを御承知でありましょうかといふことをお伺いをいたしたいと思ふのであります。

○久米政府委員 ここにまたいろいろ書いてございまして、私どももいたしましては、例示をいたしまして処理はいたしておりますけれども、例示は例示でございまして、これに限定する考え方は持つておらないわけであります。

○ト部委員 まさしくそのとおりでありましょうか。農林経済局長、まさしくそのとおりでありましょうか。もう一度お伺いいたしておきます。

○久米政府委員 先ほど申し上げましたように、経営資金の中身を例示したにすぎないわけでございまして、多少下部に参りますと、いろいろ検査の問題なんかがございまして、それをおもんばか

るあまり、弾力的でない運用をしている面もなきにしもあらずのようでございます。多少そういうことを聞いたこともございますが、たてまえはあくまでこれは例示でございますが、経営資金の内容客であればよろしいわけにあります。

うことでありますね。ありがとうございました。

実はこの三十九年災害なんかにおきまして、いま農林経済局長がおっしゃったこととは全然逆な形が出ております。率直に申し上げて、これは金を別段口座に入れるわけですね。それからその形の中で支出をしていくわけです。なぜか。やはり会計監督なんかがありますから、薬剤なら薬剤、飼料なら飼料という項目に従った金を出して

おかなくてはやられるという感じがあるのです。また、それが農村へおりてくると、きめこまかくこれはこうなんだぞということになりますから、とんでもない、これはおそろしくてしょうがな

い。この金を別建てに使うと手かうしに回るといふのは少し大げさな言い方ですが、そういう心配が現実にあるのです。そういう形になりますと、中にさむらいがおりまして、何を言っておるか、金には色はつけられないというような勇ましいのがおるのは、それは農林経済局が言っておるように、そういうものは細分化しておりますから、どうぞその金を使いなさい、それを私たちはさむらいだと言っておるのですが、そういうさむ

らいが出てくるのは、自主性があってばんばんやるから、さむらいということが出たのでしょーうが、現実にはそれがいま局長がおっしゃったように、細分化はただ単なる羅列の問題である、したがって、その金はプールして使ってもよろしいということであれば、そんな問題が出てくるはずもないし、さむらいということばが浮かんてくるはずもないのです。私はそのことはあえて申しません。局長がはっきりと、これはプールして使いなさい、こういうことをおっしゃったのですから、これははっきりとこれから県に帰って、これからこういう細分化のあれは出ておるけれども、だっ

局長がそう言ったのだから、いまごろ訂正するのは流石に何でもいいから使つてしまえ、こういふ形で指導いたします。よろしゅうございますね。

——局長、そう言ったのだから、そうでしょ。

局長がそう言ったのだから、いまごろ訂正するのは流石に何でもいいから使つてしまえ、こういふ形で指導いたします。よろしゅうございますね。

はおかしいやありませんか
○久宗政府委員 おつしやつておる意味はわかつておりますが、だいぶニエアンスが違ひますので、よく別建ての貯金にしておられる例を聞いておるわけです。それ自体は決して悪いことではないのだと思います。いづれにいたしましても、當農資金としてそれが出ていくのであれば、その内容にはあまりやかましく言うべき性質のものではないだらうと思います。

○**卜部委員** はい、わかりました。だから、その意味で言うのですよ。私にまたま下部に行つてみますと、農林省当局はこういうことを言うのです。この金を別段預金に入れてびしびしとやっておか

れども、それを解いたら、酒を飲んだり遊興費に使ってしまうなどという、こういうばかげたことを言っておるのです。いいですか、さんたんたる弊害のときに、早く再興したい、復興したいというときに、飲み食いゝをだれがするか、温泉に行つてそんな金で飲むやつがどこにおるか、そういうばかげた者はいないのです。だから、いま経済局長がはつきりと、しかも誠意のある態度でおつ

しゃつたように、これが経営資金であるならどんなに使ってもいい、こういうことに私は理解をいたしますし、またそういうことでありますので、安心をいたしました。よろしゅうございますね——はい、わかりました。

その次に、漁具の問題でありますけれども、この場合においても、この次に書いてありますけれども、この稚魚だとか、さらには漁業用燃油等の購入資金——炭がまの問題は先ほど申し上げましたから除きますけれども、船の場合も、これは政令で定めるものによりまして、大体二トン以下の間題がこれに該当するように政令で定められており

ますから、そういうふうになつておりますけれども、この点で、二トン以下の船だけをもちて経営資金が事足り得るのかどうか、この点をひとつお伺いしておきたいと思いますが、いかがなものでしょう。

○久宗政府委員 御損失のとおり、二トン以上のものは公庫で見えておるわけであります。二トン未満になりますと、そういう見ようがないと申しますか、非常にむずかしゅうございますので、天災融資法のほうで考えておるわけであります。

○ト部委員 もう一度おっしゃっていただきたいのですが、二トン以上は——政令ですか、二トン以下は認めておる、こういうことですか。

○久宗政府委員 二トン以上は金融公庫でござい

ます。

○ト部委員　二トン以下はこれで認めておる、こ
ういうことですね。

そうすると、現実はこの申請が上がつてまいり

まして受け付れてある件数なり、さらに利用されておる点については、大体どういう経営資金が多うございますか、ひとつお伺いをいたしたいと思ひます。その状況です。——では、この問題につきましては、漁業関係の問題でわが党の委員がまた質問をいたしますので、たいがいあしたくらになるかと思ひますが、ひとつ資料を提出していただきたい、その中でまたつまびらかにしてもらう、こういうふうに考えております。

次に、もう一つ、お伺いをいたしておきたいのは、この間の山陰災害ばかり申し上げて恐縮であります。が、現実には全部歩いてまいりましたので、こういう点を考えてもらいたいのであります。ところが、天災によつては被害を受けていないのです。ところが、実際問題として山くずれですから濁流が海に流れてくる。そういうかっこうの中では、もちろんノリだとか、そうしてまた捕獲量が減ってくる。こういう問題があるわけです。そういう問題については、これはたまたま漁村を襲つたところの天災ではないのです。山くずれだから、何ら関係がないじゃないかというふうなことで、そ

ういうものが無視されたという状態があるので、そういうものをもひとつこれからは配慮されるのです。そういうものもひとつこれからは配慮されるものですが、どうなのか、また当然配慮すべきだと思ふのですが、その問題はいかがでしようか。

○久松政府委員　いまのは、山くずれによりまして、おとつら、岡龍が流れてきこつたという話だと思ふ。

うのでございますが、漁業の被害につきまして、管理可能なものでございますれば対象にし得るわけでございます。しかしながら、回遊魚になりますと、これは漁業者の管理の外におけるわけでございますので、これは対象にしたいというふうに考えるわけであります。

○ト部委員　では、それはどこで救ってやるのですか。一体だれにすがったらいいのですか、そこ

は。
○久宗政府委員　管理可能なもの、たとえば水産養殖でございすね、そういうものがございますれば、損害の認定も可能でございますので、対象に

の認定が困難でございますので、天災融資法の対象にはしがたいわけでございまして、ただ別途、ほかの施策といたしまして考えるべき性質のものでございます。天災融資法といたしましては、やはり管理可能なものを対象にせざるを得ないというふうに考えております。

○ト部委員　しかし、実際問題として、先ほど御説明を申し上げたように、この山くずれによる濁

流が海域をずっと黄色くなるほど埋め尽くすわけですから、これは率直にいうならば天災ですよ。実際天災です。ところが、これは適応管理ができないからということになりますならば、そういう災害が起きたときには、災害に重点が置かれるわけでありますから、そのものが急速に救われる、そういう管理外にあるものはまあまあとからとということでは、私は納得ができないと思うのです。そういう点もひとつ何とかこの中に入れると、いうことができないのです。また、その問題は今度ほどここで拾うかということをおもはつきりしませんので、ひとつ教えていただきたいと思います。

す。どこに持っていけば、そういうものはよくなるのか、すみやかに措置をしてもらえるのか、その被害額は何に——百分の五とかいろいろありますが、その率は、基準は一体どういうようになるのか、この点もひとつお教えを願いたいと思います。

○久宗政府委員 お答えいたします。

天災融資法といたしましては、やはり回遊魚までになってまいりますと、把握が非常に困難でございますので、前にも私も中ではいろいろ議論はいたしてみましたが、ちょっと無理ではないかと考えておるわけでございます。具体的な処理といたしましては、やはりつなぎの融資でもごめんどうを見るのが実際的かと考えるわけでございます。なお、別途災害補償のほうで検討をしておるようでございまして、いずれにいたしまして、天災融資法のほうで処理をいたそうといたしますと、非常にぎすぎすした形になりまして、かえって御希望に沿えないのじゃないかというふうに考えております。

○ト部委員 だから私は、いま天災融資法からちょっと離れた形でお伺いしておるわけです。これは災害補償のほうで見ようとおるといふことであつて、あくまでもまだ未知数であるわけですね。見ようとおるといふことであつて、見るなら見る。その基準は何々、それでどこに行けばいい、こういうことを教えてくれと言つて、謙虚にお伺いしておるわけですから、天災融資法から少しはずれておるわけですから、ひとつ教えていただきたい。そういうのが困るわけですね。○久宗政府委員 水産庁のほうで検討しております。漁業災害補償のほうの現在の段階を私掌握しております。非常にもつぱさしい問題で、検討はしてあるというふうには聞いておるわけでございますが、まだこの辺の結論は出ていないようでございます。したがって、現段階の処置といたしましては、やはり系統のつなぎ融資というふうなことがないわけでございますので、それと具体的な処理として考える以外に方法がないと

考えております。

○ト部委員 最初に申し上げたように、これは水産庁のやる漁業災害の趣を異にいたしまして、天災によるそういう場合ということになるのですから、当然それを考慮しているものだと思います。おっしゃられておると思いますが、それはまだ私の把握しておるところではない、こういうふうにおっしゃられていますが、少なくとも関係当局と関連を持つという問題を、全然連絡もなしに、しかも知らぬ存ぜぬぬというのでは、私は困ると思うのです。そういう問題をどこで何回も繰り返してもしょうがないのですが、この問題は、率直に言つて、やはり目に見えない災害みたいなものなんです。私も漁民の方に山の上から見させてもらつたわけですが、すばらしく広範囲に黄色い海で、黄海みたいなところ——黄海といつたつて、これは広い海じゃないので、昔の揚子江みたいな渦流が渦巻いているようなところなんです。そういうところでは、どこにも救われないうことでは、あまりにも悲惨である。こういう点もひとつ頭に入れていただいて、この水産庁の漁業災害の問題等とも考慮されるというならば、その中にも入れていくというか、さらにつなぎ資金の問題も、これがスムーズに行なわれるような、そういう場合の温情あふるような措置と同時に、通達を流していただきたい、こういうふうにも考えるわけですね。わかりました。

では次にまいりたいと思ひます。これはほんとうは確認をして——私はノートに書いておるから、ひとつ頼みますよ。局長がかわつたからといって、おれは知らぬなんというのでは困りますから、これは議事録にも明確にしておくわけですから、どうかよろしくお願いしたいと思ひます。それからこの二条の六項の中にあるわけでありますが、「経営資金の貸付を受けている者が」云々、この問題があるわけでありまして。この問題について、私は同じく災害特別委員会の中で主張したところでありまして、山陰災害も北海道でもどこでも同じであります。災害は毎年やってくるわけでありまして。山陰地方の場合におきましては、三十六年の災害、長雨、豪雪、三十九年の災害、こういうふうになります。借りられる金はみな借りておるわけですね。それで、現実に金を借りるというところは、実際不可能なんです。そういう問題の中で私は主張いたしました。中西官房長いわくには、そういうことはありません、これは情状酌量いたしまして貸し付けを行ないましたなどと言つておられますけれども、現実に下部におりてみたら、何だかんだ、すつたもんだいって、借りられないわけですね。借りられないのはあたりまえです。こういうふうな問題について、まず中西官房長がそういうことをおっしゃつたわけでありまして、こういう問題については、借りられないというのなら問題があるというところで貸さない金融機関なりそういうものを私がしかつて貸し付けることにさせてもいいものかどうか、まず、その点から——責任者がそう言つたのですから、この点もはっきりしておかなければいかぬと思うのです。その問題はいかがですか。

○久宗政府委員 これはいろいろなケースがあると思うのでございまして。個々に被害を受けたその方の事情がございまして、たまたまその方が所属しておられる協同組合の事情なんか加わりますと、どうも貸してももらえないといったような御意見が、私どもの耳にもよく入るわけでございまして。御承知のとおり、これは損失補償の制度の裏打ちにございまして、私どももいたしましては、災害が起こりました場合に、必要な資金につきましては、それを無理にしつてみてもしようがないわけでございますので、なるべくそういう制度の裏打ちもあることでありますから、御希望に沿つて出すようにというところは重々指導しているわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、たまたま個々の被害を受けた方の特別なケースで、単協の側から見ても非常に貸しにく

いと申しますが、御希望に正當にいつて泊り得ない場合も、個々のケースによってはあり得ると思ひます。それからまた、借りられるほうの方には何ら問題はないのでありますけれども、たまたまその組合が若干経理がぐあいが悪くなつておつて、非常に消極的であるといったような問題もあるわけでありまして。こういう問題につきましては、先ほども申しましたように、上級機関から貸すという方法もございまして、損失補償の制度の裏打ちもございまして、とにかく災害の場合に具体的な必要な金額につきましては、これは主観的なものではなくて、客観的な認定を経た額でございまして、どしどし貸しますように私どもでは指導してまいりたいと思ひます。

○ト部委員 先ほど申し上げたように、個々のケース、これは主観的な問題じゃなくて、客観的だ、こういうこともおっしゃられたわけですが、三十六年の災害で借りるだけ借りた。長雨、豪雪でもって借りるだけ借りた。そうすると、その返済した残額に対してしか貸さぬというわけですね。その言い方は、個々のケースだけではないで、私は全般だと思ひます。それではほんとうに借りられない人のほうが多いと思ひます。そういうことになりまして、えらい恐縮なことばかり申し上げて済みませんが、そういう問題で困つておる、残額も多くて金を借りることもできない、こういう人たちが、いま路頭に迷つておるといふ話があるにいたしまして、困つておることについては、ひとつ農林経済局長のほうから、そういうものは上部のほうからでも貸すことができれば、私のところへ来なさい、そういうことでそれは解決いたしますといった理解でよろしうございませう。たくさん持つてきますから、みんなそういうふうなことで困つておるわけですからね。よろしうございませう。

○久宗政府委員 そういうケースは私想像がつかないのでございまして、具体的にございまして持つてきていただきたいと思ひます。

○ト部委員 局長、具体的に把握されてないといふのですが、これも災害特別委員会の中でいよいよほど繰り返した内容のものなんです。しかし、それはいいです。ひとつ具体的に持ってきたりしますが、持ってきたのに、ああ、そういうものですかというところがあります。少なくともこれには金を貸し出しを行なってもらう、こういうことを確認をいたしましてよろしくごさいました。はい、わかりました。ありがとうございます。

そこで、私は、一山陰地方のそういう災害の問題だけをとりえては問題があると思ひますから、そういう重復被害者の救済は、ある一定の期間たな上げにすべきじゃないかと思ひます。これは政務次官も聞いておられたかと思ひますが、そうせぬと、この間の開拓融資の問題についても、もう雪だるま式に借金が増えなっていく、しかもそれがために夜逃げをする人もおるといふようなことを開拓融資の問題で申し上げたことは、政務次官も御承知のとおりなんです。しかもその金が政府から強制的に割り当てられるといふことでありますから、自分が借りてもいらない金を返さなくちゃならぬ、こんな悲惨な状態にされておるのです。これは開拓農民の場合です。そういうようなことの指摘をいたしたのでありますが、少なくとも旧債というものが重圧となつてゐることは事実です。何だかんだといつても、こういう問題については、無利子にするとか全部パーにするとか何かじゃなくて、一定期間のたな上げをすることが必要だと思ひます。この点について、政務次官、私は開拓農民の問題も申し上げたわけですが、その審議を通じていろいろと政務次官も感じられたところがあると思ひます。これもひとつ、今後の改正におきましては、そういう災害にあへておる農民、漁民の方々に對する適切な措置を行なつていくように措置していただきたい、こういうふうにお願ひをいたしたいのです。その点はいかがでございましょう。

○館林(三)政府委員 先ほどからト部委員の詳細

な御質問を聞いておりますと、私どもと少し感覚が違ふような感じがいたしますのは、天災融資法そのものの規定は、天災で被害を受けた人にも金を貸すといふたてでございまして、たとえば経営資金にいたしましてもこまかく条件を書きかへて、災害の混乱の最中でありまして、自分、自分の場合に、こんな場合には貸してくれるだろうかという心配がありますからこそ、いろいろ詳しく列記してあると思ひますので、列記してあること以外につきましては、農林漁業者の経営に必要な資金については貸し出しをしようといふことで、非常に幅広く考へてゐるわけでありまして、それと同じような意味で、経営資金につきましても、重復被害でも貸し出しをしようといふことで、この規定があるわけでありまして、したがうして、先ほど御例示がありました、重復被害だから、たとえば返済の残額しか貸さないといふようなことは、農林省としては全く考へていないわけでありまして、すべて新しく上乗せして貸すという意味であります。この問題は、いまお話しのように、重復被害の場合に、非常に負債がふえたから償還延期の措置を講ずるというふうなことにございまして、現在の法律のたてまえから申しますと、償還猶予の規定はございせん。ただ、今度新しく償還につきましても、五年を六年に延ばしましたし、またそれにつきましても、御承知のように補償の制度もありますから、それによりまして、この問題につきましても、被害者の御意思に沿うことができるであらう、かように考へております。

○ト部委員 うまいことすると肩すかしを食らわされたような感じがしてなりませんが、私は私なりに、いまの政務次官のことばは、十分にいま私の要望した問題を措置したいといふふうな理解をして進みたいと思ひますが、よろしくごさいませぬ。

時間がございせんので、もう一、二点御質問をいたしたいと思ひます。

政府への納付金の問題でございしますが、現在納

付金の問題はどういうふうになつておりますでしょうか。スムーズに回収されておりますでしょうか。

○久宗政府委員 損失補償後の回収金でございしますが、三十七年度からの数字を申し上げますと、千二百五十一万二千円、三十八年度では千二百五十七万七千円というふうになつております。

○ト部委員 どれだけ入つてこなくてはいけぬのに、それだけの金額しか入つてないという比率の問題も、ひとつ明らかにしてもらいたい。

○久宗政府委員 いま御指摘のようないふことで全部年度別に割り当てた数字を持っておりますが、お尋ねの数字の基礎になる数字を申し上げますと、三十七年度の損失補償といたしまして国庫補助金を出しましたものが三億二千六百十万三千円、三十八年度には減りまして三千八百九十二万九千円、これが国庫補助金として出ておるわけでございします。あと回収いたしましたものが年度で三十七年度、三十八年度と申し上げましたが、これと必ずしも見合うものではなくて、償還期限その他の問題がございしますので、それを全部積算したものはいまここに手元に持っております。

○ト部委員 それもひとつあしたまで、また審議が行なわれるわけですから、出していただけだもんか。その資料出してありますか。それを出してもらいたいと思ひます。よろしくごさいませぬ。

○久宗政府委員 お出しいたします。

○ト部委員 いまの局長のお話しによりまして、私は納付金の問題はかなり問題だといふふうな考へるわけですが、納付金の問題については、率直にいつて、融資機関といたしましては、まけてやるということがいえないわけですね。それで、時効にならない程度に請求をしておるという状態だと思ひます。それで、国家のあれでしたら、債権管理法等によつてこれは処理できるという問題があるわけですが、それがなされないう問題があるわけですね。してみるならば、それはあまりにも過酷じゃないかという感じがいたします。

いたしまして、これはそういう形で積み重ね積み重ね、結果的には回収ができないですよ。そうでしょう。率直にいつて、回収がほんとうにむずかしいのです。資料を見なくてはわかりませんが、私の判断ではむずかしいと思ひます。そういうものをあえて条文中に載せるといふことでは、それはそれならそれらしく措置できるような、やはり融通のある条文中に載せていかないと、結果的に時効になるまでに、時効になつちやいかぬから請求だけはしておくとおもうような、こういう程度のものであるならば、私は問題があるのではないかといふふうな考へるわけですが、この点はいかが取り計らわんとおるか、お伺ひをいたしたいと思ひます。

○久宗政府委員 災害によるものでございしますし、実際問題といたしまして、先生も御指摘になりましたように、時効になつては困りますので、一応中断をしながらやつてゐるわけでございますが、具体的には非常に無理にそれを取り上げるといふ過酷な運用はやつてない、こう思ひます。したがうして、そうかと申しまして、法文上それをあらかじめふつと書くといふわけにもまいりませんので、こういう形になつておりますが、運用の上で、これは非常に過酷な形で追及しているという形ではございせん。なお、もちろん善良な管理者としての立場上、融資機関として取り上げざるを得ないのでやつておりますものの、内容が災害でございしますので、きわめて常識的に処理していると、一応私どもは考へております。

○ト部委員 政務次官にこれまで要望しておきたいと思ひますが、いま質疑をかわしたような内容です。それが納付金という問題の中で問題が提起されておりますが、この問題もひとつ条文的整理を、今国会は無理といたしまして、次期国会等において十分配慮されてしかるべき問題だと思ひます。局長もおっしゃつておるように、時効にならないように措置する程度のものでしかない、こういう状態では困ると思ひます。この

点、ひとつ政務次官のほうから、それに対する対策とでも申しませんか、決意とでも申しませんか、この点をはっきりさしていただきたいと思ひます。

○錦林(三)政府委員 被害農林漁業者に対する経営資金の貸し付けでございますから、いま局長が申し上げましたように、その回収金の回収につきましては、決して私はむごいことをやらないと思ひます。その運用につきましては、実は私もよく存じませんが、いま本部委員の御趣旨に沿ひまして、ほんとうに文字どおり温情のある行政をやりたい、かように考えております。

○ト部委員 それでは、もう一、二点ということでございますので、一、二点で終わりたいと思ひますが、実は裏作の被害ですね。これは率直に申し上げまして、年間総収入を分母として計算するわけですね。そういうことから、裏作というものが分母が大きいので問題にならないという、こういう問題も出てきておると思うのです。こういう点については、いろいろと指令なり通達みたいなものが流れて、この問題に対処しようとしておるわけでございますけれども、そういうことは結果的には、実際問題として天災融資法が不備だというところに相なるのではないだろうか。そういう問題はどうかうに理解をされておるのかをまずお伺ひたいと思ひます。

○久宗政府委員 裏作の問題ははなはだむずかしいわけでございますが、御承知のとおり、その問題をばっちり割り切らざるを得ないような災害の態様でございます場合に、特例措置をとりまして処理してはいるわけでございます。結果からいいますと、むしろそれが実態的だと申しますか、かえってそれを書き分けようとしたしますと実ははなはだむずかしいわけでございます。災害の態様により、あるいはその環境によりまして、国会でいろいろ御判断をいただきました上で処理をいたすのが、一番妥当ではないかというふうに考えるわけでございます。

○ト部委員 局長はそのほうが適切な措置がで

るというふうに考えられますが、裏作の問題は一番最初問題にされていなかった。ところが、あまり被害が大きい。分母の問題もありまして、そういうことから特例あたりが出たわけなんですけれども、そのこと自体は、さっき申し上げたように、やがては特例から天災融資法の中に入っていくべきものであらうというふうに私は考えるわけなんです。そのままで足踏みしておいていいというものではないと思ひます。そういう点についても、私は、農林当局のほうから自民党との折衝その他もあるであらうしょうが、ひとつその点についても次の改正のときにはやはり考慮しなければならぬ問題じゃないだろうか、こういうふうに考えますが、よろしうございしますか。

○久宗政府委員 検討すべき問題だと思ひます。でございますが、先生の御尋ね、いまの裏作の問題でございますが、さっき二、三出ました問題で、みんなそれだけの問題が非常に多いのでございします。それを法律で規定しようとしたしますと、それに伴ういろいろな条件を逆につくしなければいかぬというふうな問題が、実は関連して起こるわけでございます。さような意味で、私も多分、たししては、そこを厳密にいたしますために、他の条件がきつくなつてしまつて結果においてまづいというふうな問題も、それだけの問題には非常に多いわけでございます。その辺の処理に苦慮してはいるわけでございますが、御提案もございしますので、検討させていただきますと思ひております。

○ト部委員 わかりました。では十分ひとつその点については御配慮をお願いしたいと思います。それから、ちよつとあと先で恐縮でございますが、先ほど私は乳牛の問題とからめて、乳牛加算の問題をちょっと例として申し上げたわけですが、この乳牛加算の五万円ということは、これは少ないと思ひます。私はせめて二十万くらい、まあ二十万が多いということなら、十万くらいでも多いと思ひますが、この乳牛加算の問題は農林省はどういうふうに考えられていますか。

あなた方は十万円くらいあげようという気持ちはないのですか、どうでしょう。この点もひとつお伺ひしたいと思ひます。

○久宗政府委員 私どもも、初め乳牛加算についてずいぶん固執しまして、だいたいいろいろ内部でやり合つたわけでございます。いろいろ吟味してみますと、なかなかむずかしい問題がございしますので、実際問題としては、今度は手をつけなかつたわけでございますが、御承知のとおり、被害額の認定をいたします際の、自給飼料がやられて購入飼料に依存するという場合の認定のしかた、そういうものによつて相当具体的にカバーし得るのじゃないかということ、もう一つは、今度の改正で額を引き上げる可能性も出てまいりましたので、実際問題としては、その中でまかなえるのではないかと思ひます。そこで、乳牛加算そのものを切り離して論議をいたしますと、たいへん割り切れない問題がございまして、たとえば二十万から二十万というものを合理的に説明をすることがはなはだ困難になります。それもやはり実際問題としては、認定の中で具体的な経緯を見ながら見ていくのが実際ではなからうか。もちろん、運用よろしきを得てということでございます。そういうふうな現在では考えております。

○ト部委員 いま局長は部内でいろいろと検討し合つたということなんです、私も、自民党の政調あたりいろいろとメスを入れてみますと、実際は、自民党のほうから拒否をしたというのが事実じゃないですか。あなた方は十万円くらい持つていったんじやないですか。内部で意識統一がなされておらぬのじやなくて、あなたたちは実際は十万円ぶつつけておるんじゃないですか。その点、これはまた政務次官に、十万円なら十万円にしない、こういうふうには私に言うのですから、あんまりことを濁さぬようにしてもらいたい。

○久宗政府委員 事務の段階で検討するプロセスでは、いろいろな案を考えたことはございします。ただ、それをずっと詰めてまいりました場合に、先ほど申しましたように、限度額そのものにつき

まして、五十万というふうなラインが得られるということにもなりましたし、それから具体的に検討してみますと、やはり個別経営の問題にもなりまますので、むしろ認定のところで考えたほうが一番實際的ではないかという考慮で、あえてこの段階で乳牛加算として無理してふやすことでもないなというふうに考えたわけでございます。

○ト部委員 政務次官に申し上げたいと思ひますが、局長はそういうことをおっしゃつていし二十万円というものが、これはもう常識です。こういうふうな問題もありまして、ひとつ乳牛の加算の問題については、これも同じく次期国会等においては、乳牛加算を最低十万円くらいに引き上げていく、こういうふうな配慮があつてしかるべきだ、この点に対する政務次官の見解をひとつ伺つておきたいと思ひます。

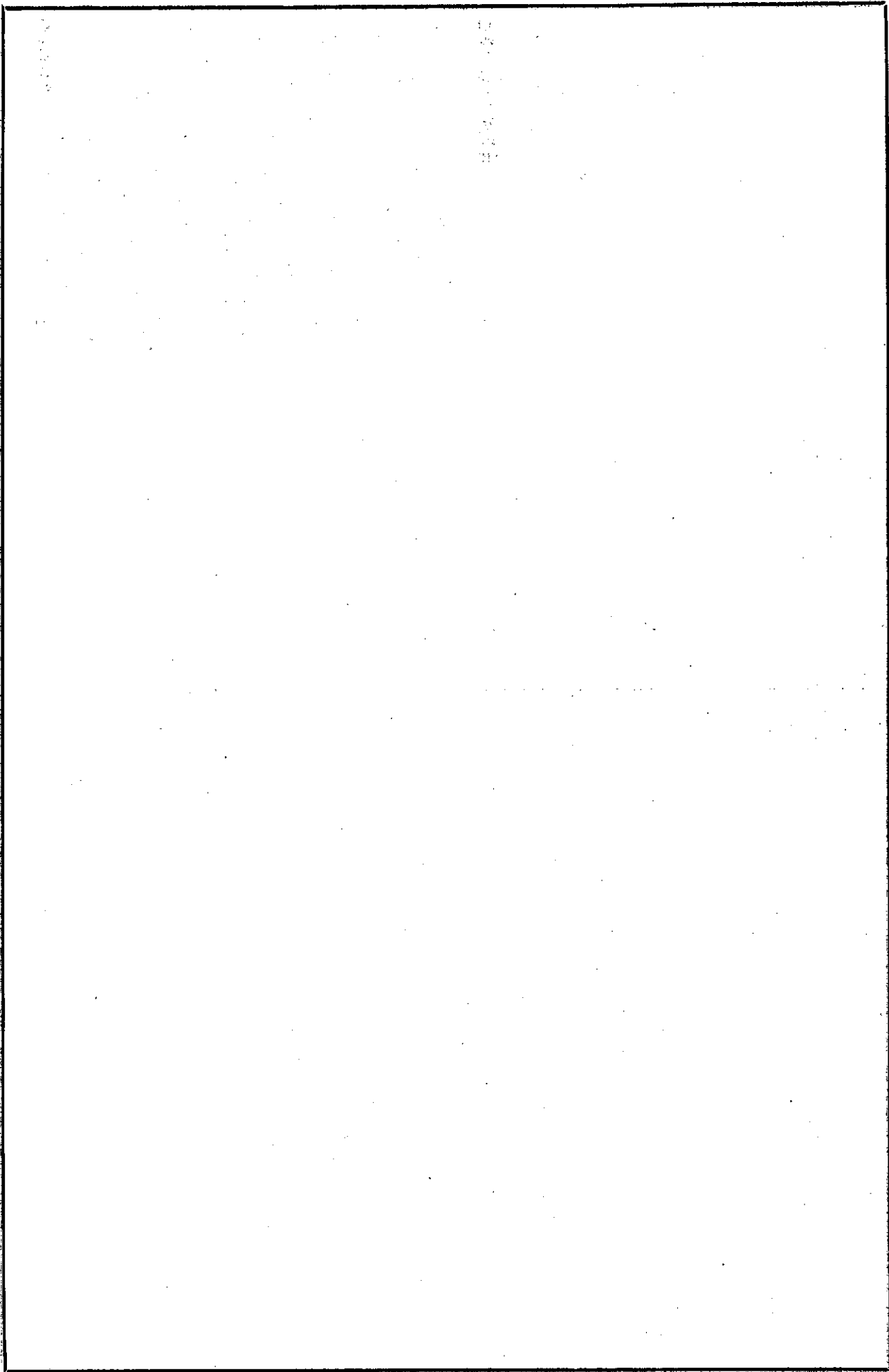
○錦林(三)政府委員 天災融資法改正を今般提出いたしましたのは、去年の十月からの北海道の冷害に、私、大臣の命令で視察に参りまして、やはり償還期限の問題とか、貸し付け限度の問題とか、あるいは金利の問題、こんな天災融資法の一根本をなすものにつきては、急いで改正しなければいけないという決意を固めて、さつそく準備をしたわけでありまます。その結果、去年の臨時国会におきまして貸し付け限度のワクを上げたわけでございますが、今度はいま御存じのとおり、金利の問題とか償還期限の問題等につきては、いまお話しした乳牛加算の問題その他、実はこの問題につきては、改正すべき点がたくさんあるわけでございます。やはりこれは災害ごとに運用の経験を重ねながら、なるべく天災による被害農民、漁業者に対して便宜をはかるようにということがわれわれのたまえでございしますから、今後におきましても、あくまでも乳牛加算の問題は現状を固執しようという気持ちは全然ございませぬので、今後の改正におきましては、ぜひ十分御趣旨に沿うようにしたい、かように考えて

おります。

○卜部委員　まだ特別被害地の地域の指定の問題等もありますけれども、いま政務次官がおっしゃられたように、数多くの問題点を内蔵をしておる。しかしながら、いまだあたってとりあえず緊急に措置をしなければならぬもののみ改正をした。いま私がこの中で質問をした問題等については、自民党内におけるところの十分な審議と、その審議の過程の中から、次の国会でそういうものが改正をされるというきわめて熱意のある御答弁がありましたので、これを潮どきに私は質問を終わりたいと思いますが、どうかひとついま申されたおことばというものを、ただこの委員会の答弁ということに終わらせることなく、私の質問したその問題と、さらに政務次官なり局長がおっしゃられたそのことばの一つ一つが、この災害に苦しんでおる農民、漁民、その人々に対する適切な措置として結ばれなくちゃならないと思いますので、そのことを強く私は要請をし、また期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○坂田(英)委員長代理　次会は明十八日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五分散会



昭和四十年五月二十六日印刷

昭和四十年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局